

福岡市消防局からのお知らせ

住宅用火災警報器は、

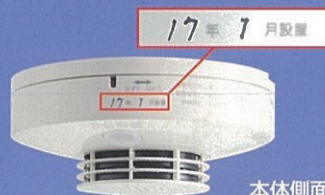
**10年経ったら、
取替えましょう!**



「設置時期」を ご確認ください!

火災警報器を設置したときに記入した
「設置年月」、または、本体に記載されている
「製造年月日」を確認してください。

記入した「設置年月」



本体側面

「製造年月日」



本体裏面

住宅用火災警報器は、
古くなると**電子部品の寿命**や
電池切れなどで、
火災を検知しなくなることがあるため、

**機器本体を
取替えましょう。**



住宅用火災警報器には

単独型 と 連動型 があります。

単独型

火災を検知した住宅用火災警報器だけが警報を発します。

連動型

火災を検知した住宅用火災警報器だけでなく、連動設定を行っている全ての住宅用火災警報器が火災信号を受け警報を発します。

取替えるなら、家中にすばやく お知らせする「連動型」が、安心です。^{※1}

消防法と火災予防条例により、設置が必要な場所は寝室・階段等^{※2}です！



※1 約0.5秒～10秒。(周囲の環境によっては20秒程度かかる場合があります)

※2 寝室が2階以上にある場合に設置が必要です。福岡市では、台所の設置を義務付けていません。

ご相談は最寄りの消防機関へ

東消防署 092-683-0119 博多消防署 092-475-0119
中央消防署 092-762-0119 南消防署 092-541-0219
城南消防署 092-863-8119 早良消防署 092-821-0245
西消防署 092-806-0642 消防局本部 092-725-6611

午前9時から午後5時まで

福岡市消防局ホームページアドレス <http://119.city.fukuoka.lg.jp>

「住宅用火災警報器」についてはお近くのお取り扱い店等にご相談ください。

